

参考

小規模事業者持続化補助金制度について

補助金額：補助上限額50万円まで

小規模事業者が、商工会議所・商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を助成する補助金制度です。

申請にあたっては、申請書類（様式1～5）の作成・提出が必要になります。

※前回(平成30年度第2次補正予算小規模事業者持続化補助金)公募分の概要です。次回の公募で内容が変更になる場合があります。

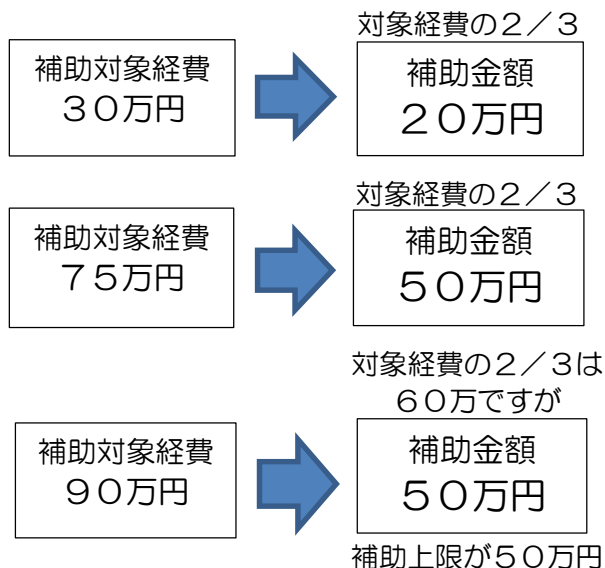
こんな場合に活用ください！（例）

- 新商品宣伝用のチラシを作成したい！
- 新商品PRのためDMを発送したい！
- 自社ネット販売システムを作りたい！
- 新商品製造に伴い機械を購入したい！
- 試作品製造開発の材料を購入したい！
- マーケティングやブランディング等について専門家を招いて、指導・助言を受けたい！
- 来店者対応の為、店舗をバリアフリー化したい！
- 国内外の展示会・見本市へ出展したい！

ミラサポ 小規模事業者持続化補助金編
採択事例です。



補助対象経費と補助金額（例）



※補助金額は決定後以降に発生する経費が対象。

※補助金額の受取は、補助事業終了後となります。

申請までの流れ

商工会議所等との相談を基に、申請様式2・様式3を作成します。

申請様式1・様式5を作成し、様式2・3と併せて商工会議所等に提出し、様式4の発行を依頼します。（発行には数日かかります）

必要書類を揃えて、日商持続化補助金事務局へ申請書類を送付します。

採択結果が公表されます。（採択結果時期は、公募締切日から概ね2ヶ月後です）

補助金の概要、公募要領、申請様式は、下記ホームページにて。

【日本商工会議所持続化補助金】 <http://www.jizokukahojokin.info>



書類作成のご相談や、申請様式4の発行に関するお問い合わせは、お近くの商工会議所支所まで。

中央支所 (中央区担当)

〒060-8610
札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センター1F
TEL:011-241-6381 FAX:011-241-6408

札幌駅北口支所 (北区・東区担当)

〒060-0809
札幌市北区北9条西3丁目10-1
小田ビル3F
TEL:011-756-9181 FAX:011-756-9182

西支所 (西区・手稲区担当)

〒063-0051
札幌市西区宮の沢1条1丁目1-3
宮の沢1条ビル3F
TEL:011-665-6431 FAX:011-665-6432

豊平支所 (豊平区・南区・清田区担当)

〒062-0932
札幌市豊平区平岸2条5丁目2-14
第5平岸グランドビル5F
TEL:011-823-7166 FAX:011-823-7167

白石支所 (白石区・厚別区担当)

〒003-0026
札幌市白石区本通17丁目南5-15
白石商工センター
TEL:011-862-7255 FAX:011-862-7256